

愛別町外3町塵芥処理組合

【愛別町・上川町・当麻町・比布町】

ごみ分別の手引き

令和版



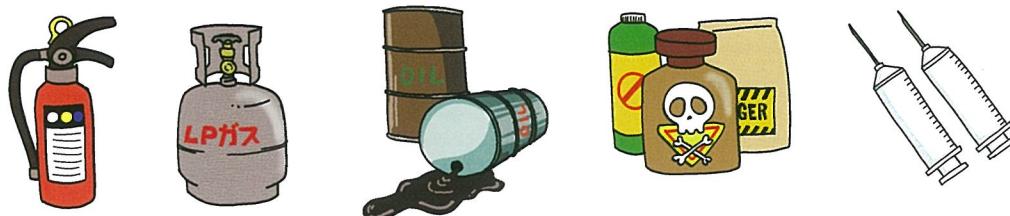
ごみ分別の手引き【保存版】

令和2年度改訂



富沢衛生センター利用について

- ごみ処理手数料は窓口での現金精算となります。（ごみ証紙不可）
- 1日の搬入量を制限させていただきます。
(廃棄物を4t車以上で搬入される際は事前にセンターまで連絡が必要です。)
- 搬入の際は、ごみが飛散しないようにシート等で覆うとともに、スピードダウン等、施設周辺の方々への配慮をお願いします。
- 搬入されたごみは、誤廃棄防止のため、搬入者ご自身で所定の位置に降ろしてください。
- 混載で搬入される場合は、降ろしやすいように、種類別（燃やせる、燃やせない等）に積み込み搬入してください。
- 分別が悪い場合には、受入をお断りする場合があります。
- 受付時に必ず住所等の確認を行いますのでご了承ください。
- 構成町（愛別町・上川町・当麻町・比布町）のごみ以外は受入できません。
(ただし愛玩動物を除く。)
- 受付順に順次処理を行いますが、搬入物によっては順番が前後する場合がありますのでご了承ください。
- 長さや大きさ等、規格に合わない物は受入できません。
- 危険性のある物は受入できません。



（消火器、LPガスボンベ、廃油、農薬、毒劇物など）

- 場内は混雑しますので、互いに譲り合い余裕を持って行動してください。
- 当施設内で起きました事故等につきましては一切の責任を負いません。
- 事業者から排出される廃棄物については、別冊「【事業者向け】ごみ処理ガイド」も合わせてご覧ください。

<お問い合わせ先>

愛別町外3町塵芥処理組合（富沢衛生センター）
電話 01658-6-5194 / Fax 01658-6-4422

ごみ処理手数料について

～窓口での現金精算となります～

一般廃棄物

- 家庭系…100kgまで400円 [100kg超える10kg毎に40円加算]
- 事業系…100kgまで600円 [100kg超える10kg毎に60円加算]

産業廃棄物

- 農業系廃プラスチック類、農業系金属くず
…100kgまで1,000円 [100kg超える10kg毎に100円加算]
- 事業系廃ビニール類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類
…100kgまで1,500円 [100kg超える10kg毎に150円加算]
- 農業系廃プラスチック類のうち再資源化できないもの、滑り防止撒き砂
…100kgまで2,000円 [100kg超える10kg毎に200円加算]
- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
廃石膏ボード、サイディング
…100kgまで3,000円 [100kg超える10kg毎に300円加算]
- グラスル（紙付き）、発泡スチロール・ウレタン類
…100kgまで8,000円 [100kg超える10kg毎に800円加算]
- グラスウール、選別不能物、その他
…100kgまで5,000円 [100kg超える10kg毎に500円加算]

※100kg未満の搬入であっても、100kgまでの料金はかかります。

受付時間について

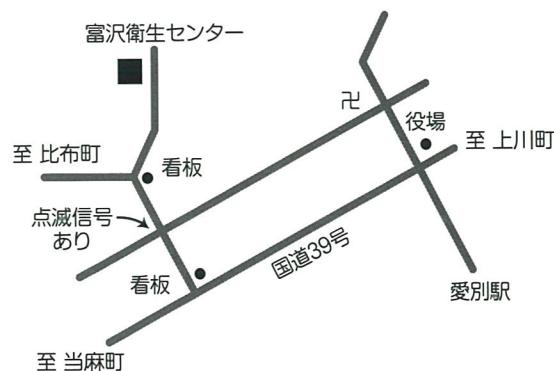
- 月～金／午前8時30分～午後4時30分

※休み／土曜・日曜・祝日

年末年始

(12月30日午後～1月5日)

12月30日以外が年内最終受入日の
場合も正午までの受入となります。



他人のごみは搬入できません

～排出者ご本人で搬入してください～



■他人のごみは搬入できません 排出者ご本人が直接搬入してください

家庭から出るごみを「排出者本人・家族」、または、事務所から出るごみを「経営者若しくは従業員」に代わって他人がごみを搬入することは、一部の業者などを除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。ご本人が車の運転が出来ない場合などは、ご本人が必ず同乗のうえ、搬入してください。

なお、家庭から出るごみを親族が代わりに搬入しなければならない等、特別な理由がある場合は、事前に当センターまでご相談ください。

※無許可で廃棄物の収集運搬を行うと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」により刑事罰が科せられます。(5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科)

■受付時に必ず聞き取りを行います

係員が搬入受付時に住所等の聞き取り及び内容物の確認を必ず行います。場合によっては本人確認のため運転免許証などの身分証明書の提示をお願いすることもあります。

無許可の違法な収集運搬業者と疑われる場合は、更に厳密な聞き取りを行います。無許可であると判明した場合は受入を断り、警察へ通報することもあります。

係員の指示に従わない場合は受入をお断り致しますのでご了承ください。



小動物搬入について

搬入されました愛玩動物は大切に取扱いさせていただきます

小動物搬入料金(窓口での現金精算となります)

- 酪畜業以外から出る大動物の解体物 … 1頭分相当/2,500円
- 大型犬 …… 1匹/1,200円 (構成町外 3,300円)
- 中型犬 …… 1匹/ 600円 (構成町外 2,000円)
- 小型犬・猫等 … 1匹/ 300円 (構成町外 1,300円)
- 小鳥等小動物 … 1匹/ 200円 (構成町外 700円)

搬入に際してご注意ください

- 箱などに入れて搬入してください。使用していた毛布等に包んで搬入いただきても構いません。
- 少量であればペットフード等も添えていただきても構いません。ただし金属製の愛用品等の焼却はできません。
- 搬入された愛玩動物は、専用の保管庫で一時保管した後、専用の焼却炉において合同で火葬します。また合同で火葬することから詳細な日程のお知らせ及び遺骨等を拾う事はできません。ご了承ください。
- 商業目的の小動物は搬入できませんのでご注意ください。
例) ペットショップ、ブリーダー等

小動物合同慰靈祭について

- 日 時：毎年 10月第 1 金曜日 午後 3 時～
- 場 所：愛別町外 3 町塵芥処理組合(富沢衛生センター)

※ご光臨に際しまして献花、玉串料等は一切必要ありません。

お時間が許されます方はご参列ください。

※愛玩動物を搬入された際にご案内を致しますが、郵送等での案内は行っておりませんのでご了承ください。

収集料金について

次のとおり「ごみ証紙」を貼ってください。

●燃やせるごみ、燃やせないごみ

▶ 1袋(10kg相当) 【家庭系】40円・【事業系】60円

●粗大ごみ

▶ 10kg相当 【家庭系】40円・【事業系】60円

●有害ごみ、資源ごみ

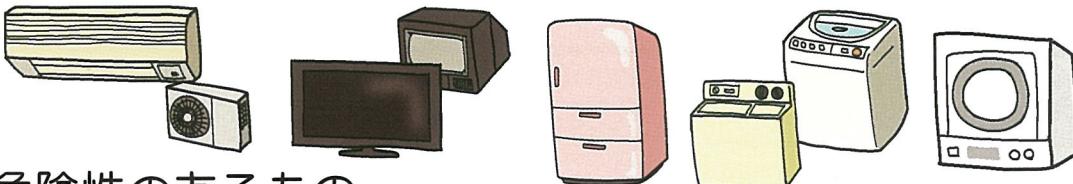
▶ 無 料

※「ごみ証紙」は取り扱い店において、お買い求めください。

町が収集しないもの

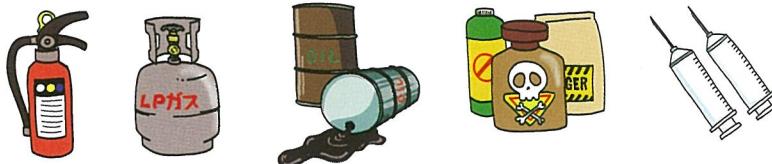
■家電リサイクル法(特定家庭用機器再生商品化法)で指定された対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類用乾燥機



■危険性のあるもの

消火器、LPガスボンベ、廃油、農薬、毒劇物、感染性医療廃棄物など



■産業廃棄物(直接、富沢衛生センターに搬入してください。)

農業用廃ビニール、農業用機械、金属くず、工作物の新築・解体に伴う廃棄物など



■死亡したペット(直接、富沢衛生センターに搬入してください。)